

報道関係者 各位

避難指示等の避難対象区域限定の運用開始について

名取市は、避難指示等を発令する際の、避難対象区域を限定した運用について、令和4年9月1日（木）より開始します。

市では、これまで、土砂災害などの危険性が高まった場合には、7公民館区（※1）、約16,300世帯、41,500名程度に対し避難指示等を発令していました。

（※1）相互台、那智が丘、ゆりが丘、高館、愛島、名取が丘、館腰地区

しかしながら、実際に住民の避難行動には直結しないことから、真に避難が必要な方の避難行動を強く促すため、対象区域の限定が必要であるとの判断に至ったものです。

これまでは、土砂災害警戒区域等を含む（※1）地区の方で、がけの近くなど危険な場所にいる方に対して即時の避難を呼びかけていました。

9月1日からは、土砂災害警戒区域内にいる方、区域の外でも、がけの近くなど危険な場所にいる方に対して即時の避難を呼びかけることとします。

これにより、避難対象は約870世帯、2,090名程度となります。

また、土砂災害のみならず、洪水・浸水害についても、ハザードマップの洪水浸水想定で着色がある低地にお住まいの方などに、避難対象区域を限定します。

これにより、避難対象は約25,000世帯、60,000名から、約19,800世帯、45,000名程度となります。

【問い合わせ】

総務部防災安全課防災係 鎌田

TEL：022-724-7166

FAX：022-384-4192